札障第2961号

令和元年(2019年)9月30日

障害福祉サービス事業所等管理者　各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長

令和元年度第２・３回児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく集団指導の実施について（通知）

児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく集団指導を下記のとおり開催いたします。

ご多忙とは存じますが、各事業所におかれましては、必ずご出席くださいますようお願いいたします。なお、遅刻、欠席及び途中退席の事業所につきましては、その理由等について別途説明を求める場合もございますので、ご留意願います。

記

１　実施年月日

　令和元年12月11日（水）

第2回(障がい児)　 9時30分～12時00分（受付・開場　9時10分）

第3回(障がい者)　13時30分～16時00分（受付・開場 13時10分）

２　実施場所

カナモトホール（札幌市民ホール）大ホール

（中央区北１条西１丁目）

＊最寄り駅等：地下鉄「大通駅」　31番出口正面

公共交通機関又は近隣の有料駐車場をご利用ください。

３　主な実施内容（予定）

人員・設備・運営基準及び実地指導における主な指摘事項、虐待の防止についてほか

（次ページへ続く）

切り取り線

**出席票**（**切り取って**、**当日受付へ提出してください。**）

第2回・第3回いずれかに○

|  |  |
| --- | --- |
| 参加回 | 第２回(午前)　・　第３回(午後)　令和元年12月11日（水） |
| 事業所名 |  |
| 事業所所在地 |  |
| 事業所番号 |  |
| 出席者名 |  |

４　対象者

札幌市内に所在する全ての障害福祉サービス事業者・相談支援事業者、障害児通所支援事業者・障害児相談支援事業者等。

出席可能人数は１事業所１名とします。

なお、会場の都合上、一つの事業所番号で２事業以上を運営している事業所については、１事業所として取り扱いますので、ご留意願います。

５　主催

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

６　留意事項

⑴　表面の出席票に記載の上、当日、必ず受付に提出してください。

⑵　集団指導資料は、11月29日(金)までに札幌市ホームページに掲載する予定です。

印刷の上、当日持参してください（会場での配布は行いません。）。

なお、ホームページを閲覧できない等の理由により資料を準備することができない場合は、事前に当課まで御連絡ください。

【掲載URL http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/shidou.html】

【札幌市　障害　集団指導】で検索

⑶　事前にご質問がある場合は、別紙の質問票に記載の上、11月21日(木)までにメール又はFAXでご提出下さい。できるだけ当日解説したいと考えております。

担当：障がい福祉課　青山、柳原

電話：011-211-2938

FAX ：011-218-5181

メール ：sidou@city.sapporo.jp